

受動喫煙対策のお願い

「健康増進法」及び兵庫県の「受動喫煙の防止等に関する条例」により
令和2年4月1日以降に開店・開業・移転する(した)
飲食業、食品製造業、調理・販売業・食品処理業等の施設は

建物内禁煙

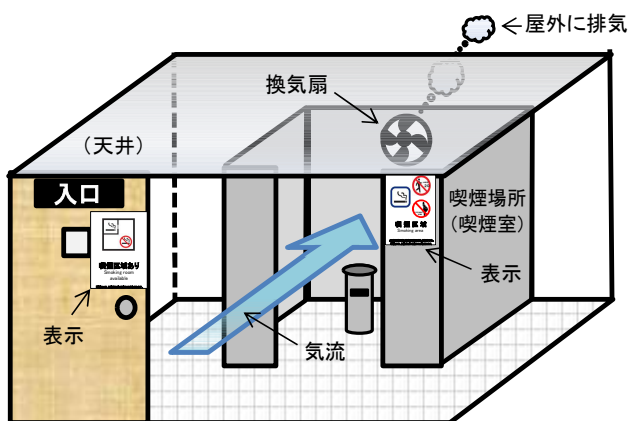
となります(※)。

(例) 令和2年4月1日以降に開店・開業・移転する飲食店では、

『**喫煙をしながら飲食をすることはできません**』。

※但し、構造や技術的要件を満たした『喫煙専用室』設置は可能です(下記参照)。

■建物内喫煙専用室の構造・技術的要件

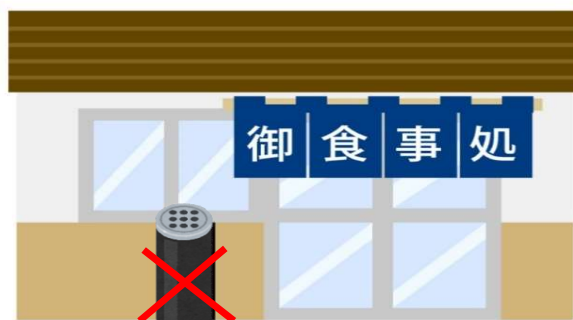


※加熱式たばこ(IQOS, PloomTECH, glo等)も紙巻きたばここと同様の取り扱いです。

- 壁・天井等で区画された場所であること。
- 喫煙禁止区域から喫煙専用室への風量が、0.2m/毎秒以上必要です。
- 喫煙専用室内のたばこの煙は直接室外へ排出すること。
※循環式空気清浄機や脱煙機能付ブースは県では認めておりません
- 喫煙専用室には、従業員を含む20歳未満の者と妊婦は入室できません。
- 入口に所定の喫煙環境表示が必要です。
(裏面参照)
- 構造要件を満たさない喫煙専用室の管理者は罰則(過料)対象となる場合があります。
- 喫煙専用室内での飲食はできません。

■建物(店舗)入口周辺への吸い殻入れ設置について

- 建物や店舗入口周辺、道路に面した場所など、施設利用者はじめ、人が往来する場所には、吸い殻入れの設置はできません。
- 設置する場合は、建物裏手や屋上など、喫煙者以外立ち入らないような場所、且つ隣接する建物や住宅などに煙が流れ込まない場所に設置してください。



■喫煙環境表示について



禁煙

- ・禁煙店舗及び施設の入口に表示
- ※飲食店以外は表示義務なし



喫煙区域あり

- ・喫煙専用区域(室)がある施設の入口に表示
- ※喫煙専用室設置施設は表示義務あり



喫煙区域

- ・喫煙専用区域(室の入口)に表示
- ・20歳未満の者・妊婦は入場不可
- ※喫煙専用室設置施設は表示義務あり

※飲食店は店舗入口に、上記いずれかの「喫煙環境表示」が必要です。

■屋外の受動喫煙対策について

- 屋外は規制対象外ですが、吸い殻入れを設置する場合は、下記内容の遵守をお願いします。
- ・屋外喫煙区域(場所)を設置する際は、建物入口周辺や道路など人が往来する場所や、建物や住宅等に隣接する場所には設置できません。
- ・屋内の喫煙専用室と同様、20歳未満の者や妊婦の立入はできません。
- ・屋外喫煙区域の設置や喫煙環境表示は施設管理者の判断により行ってください。
- ・なお、屋外喫煙区域(場所)の形状は問いません。



※例:フェンスやロープで囲う, 床面に区画を明示するなど。

■喫煙目的施設について(施設の要件)

- たばこ販売許可を持ち、たばこを対面販売(自動販売機や買い置き販売は不可)しているバー・スナックや、たばこ販売店が対象です。
- 主食*を提供している飲食店や居酒屋等は該当しません。
*主食とは米飯類・パン類・麺類・ピザ・お好み焼などが該当し、自前での調理ではなく、出前や電子レンジで加熱するだけでは主食とは認められません。

～ご注意ください～

- ・一部の業者などが飲食店に対して、「たばこの(出張含む)販売許可を取れば、店舗内の客席全てでたばこが吸える店として営業出来る」などと説明して、喫煙目的施設になることを勧める事例が報告されています。
- ・**主食を提供する飲食店や居酒屋は、法律により喫煙目的施設に該当せず、出張販売を含むたばこ販売許可を取得しても、喫煙目的施設にはなりません。**
また たばこ販売許可は、喫煙目的施設の認可ではありません。



■罰則について

- 施設管理者が法律・条例の内容に違反し、県や市の担当部局による度重なる注意・指導等にもかかわらず改善されない場合、罰則(過料)が課せられる場合もあります。

- ◆受動喫煙防止措置の放置・未実施
- ・喫煙専用室以外の屋内への灰皿設置
- ・喫煙専用室の構造要件・技術的基準の不適合
- ◆喫煙環境表示の未掲示

最大50万円以下の過料

- ◆立入検査拒否・妨害
- ◆申請書類等の虚偽報告

最大20万円以下の過料

令和4年3月現在

受動喫煙対策に
関するお問い合わせ先

兵庫県保健医療部健康増進課 受動喫煙対策班

TEL : 078-362-9111 / FAX : 078-362-3913

E-mail : kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp